

特定技能・飲食料品製造業分野に関するQ & Aについて

飲食料品製造業分野の特定技能1号に関し、よくあるお問合せと回答を以下にまとめました。

対象となるか否かなど、ご不明な点がある場合は下記の窓口に御連絡ください。

【農林水産省食料産業局食品製造課：03-6744-2397】

目次

- Q1：飲食料品製造業では、具体的にどのような業種が対象となりますか。
- Q2：スーパーマーケットのバックヤードは対象ですか。
- Q3：プロセスセンターは対象ですか。
- Q4：外食業のセントラルキッチン対象ですか。
- Q5：ブロック肉やハムを仕入れて、精肉加工を行っていますが、対象ですか。
- Q6：卵を仕入れて、包装（パック詰め）していますが、対象ですか。
- Q7：魚を仕入れて、刺身や切り身にしていますが、対象ですか。
- Q8：野菜をカットしていますが、対象ですか。
- Q9：お弁当（惣菜）屋は対象ですか。
- Q10：飲食料品の製造請負をしていますが、対象ですか。
- Q11：パック詰め、検品、箱詰め、運搬業務に従事することはできますか。
- Q12：食品産業特定技能協議会へ加入する際に、入会費や年間会費などは発生しますか。
- Q13：食品産業特定技能協議会への加入手順を教えてください。
- Q14：1人目の外国人材を受け入れてから4か月以内に食品産業特定技能協議会へ加入する必要がありますが、加入しない場合や期限を過ぎてしまった場合にペナルティなどはありますか。

Q 1 : 飲食料品製造業では、具体的にどのような業種が対象となりますか。

A : 日本標準産業分類（*）のうち、主たる業務として、下記の分類を行っている事業所が対象となります。

中分類 09 食料品製造業
小分類 101 清涼飲料製造業
小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料製造業を除く）
小分類 104 製氷業
細分類 5861 菓子小売業（製造小売）
細分類 5863 パン小売業（製造小売）
細分類 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（*製造小売に限る）

- 食料品、飲料（酒類を除く）を製造加工し、卸売する事業所*が対象となります。具体的には、畜産食料品、水産食料品、缶詰、漬物、調味料、パン、菓子、めん類、冷凍食品、惣菜、清涼飲料、茶・コーヒー等の製造業が含まれます。また、製造と小売を一体的に行っている菓子・パン製造小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業も対象となります。
- 酒類製造業、飲食料品小売業（細分類 5861, 5863, 5897 を除く）、飲食料品卸売業、塩製造業、医療品製造業、香料製造業、ペットフードの製造は対象となりません。

※製造業とは、製品の製造加工を行い、卸売する事業者をいいます。卸売とは、卸売業・小売業・産業用事業者に販売すること、業務用に使用される商品の販売、同一事業者の他事業所への引き渡しをいいます（店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合を含みます）。

* 日本標準産業分類（説明及び内容例示）については、以下を御参照ください。

(0911～1041) http://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf

(5861～5897) http://www.soumu.go.jp/main_content/000290728.pdf

Q 2 : スーパーマーケットのバックヤードは対象ですか。

A : スーパーマーケットがバックヤードで惣菜などの飲食料品を製造・加工をしている場合は、バックヤードはスーパー（小売業）の機能の1つであるため、対象外としています。

（日本標準産業分類：561 百貨店・総合スーパー、581 各種食料品小売業）

ただし、スーパーマーケットと同一構内であっても、経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれ一事業所とするため、対象となります。

また、スーパーマーケットの店舗の売上の過半が、バックヤードで製造・加工した飲食料品である場合は対象とすることが可能です。（製造小売に該当すると判断）

Q 3 : プロセスセンターは対象ですか。

A : 小売業者や卸事業者等向けに納品する食品を製造・加工する事業所（いわゆるプロセスセンター）は、対象となります。例えば、精肉加工、水産物加工、惣菜の製造などを行う事業所が該当します。

この場合、日本標準産業分類は以下に該当します。

0919 その他の畜産食料品製造業
0929 その他の水産食料品製造業
0999 他に分類されない食料品製造業

Q 4 : 外食業のセントラルキッチンが対象ですか。

A : 外食業の店舗での調理に代わり、料理品及び原材料の製造・加工をしている事業所（いわゆる集中調理施設、セントラルキッチン）は対象となります。

（日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品製造業）

Q5：ブロック肉やハムを仕入れて、精肉加工を行っていますが、対象ですか。

A：小売業者や卸事業者等向けに納品するために、精肉加工をする事業所は、対象となります。ただし、その業務の売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

（日本標準産業分類：0919 その他の畜産食料品製造業）

Q6：卵を仕入れて、包装（パック詰め）していますが、対象ですか。

A：洗浄（・消毒）後に選別、包装（パック詰め）し、小売業者や卸事業者等向けに納品する事業所（いわゆるGPセンター）は対象となります。ただし、その業務の売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

（日本標準産業分類：0919 その他の畜産食料品製造業）

Q7：魚を仕入れて、刺身や切り身にしていますが、対象ですか。

A：小売業者や卸事業者等（消費者を除く）向けに納品する水産加工品、例えば刺身、切り身等を製造する事業所は対象となります。ただし、その業務の売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

（日本標準産業分類：0929 その他の水産食料品製造業）

Q 8 : 野菜をカットしていますが、対象ですか。

A : 野菜を仕入れて、すぐに調理に使用できるようにカット（炒め用やサラダ用）したものを、小売業者や卸事業者等向けに納品する事業所は対象となります。ただし、売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

（日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品）

野菜を仕入れて、玉ねぎの皮をむく、玉ねぎの天地カット、山芋の皮むき等の加工をしたものを、製造業者、小売業者及び卸事業者向けに納品する事業所が対象となります。ただし、売上げ等が全体の2分の1を超えていることが条件です。

（日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品）

ただし、野菜を仕入れて、キャベツを半分にカットしたり、しいたけの石づきをカットしたりするなど、軽微な加工を行う場合は、卸売業に該当するため対象外です。

（日本標準産業分類：5213 野菜卸売業）

野菜を栽培し、同じ事業所内でしいたけの石づきを切るなど、軽微な作業の場合は、農業に該当するため対象外です。

（日本標準産業分類：0113 野菜作農業）

Q9：お弁当（惣菜）屋は対象ですか。

A：お弁当（惣菜等）を製造し、小売業者や卸事業者等向けに卸売する事業所が対象となります。

（日本標準産業分類：0996 そう（惣）菜製造業

0997 すし・弁当・調理パン製造業）

- 持ち帰り弁当のように、客の注文に応じその場で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所は、外食業分野の持ち帰り飲食サービスに該当するため対象外です。また、仕出し弁当、デリバリーのように客の求める場所に飲食料品を届ける事業所や、特定された多人数に食事を提供する給食施設は、外食業分野の配達飲食サービスに該当するため対象外です。

（日本標準産業分類：77 持ち帰り・配達飲食サービス業）

ただし、接客を伴わない、調理に特化した事業所（いわゆるセントラルキッチン、プロセスセンター）については、飲食料品製造業分野の対象とすることも可能です。

- また、お弁当（惣菜等）を仕入れて、店舗で販売している場合は、小売業に該当するため対象外です。

（日本標準産業分類：5895 料理品小売業）

Q10：飲食料品の製造請負をしています、対象ですか。

A：事業者の主たる業務が飲食料品の製造でなくとも、製造を請け負った事業所において、主たる業務で飲食料品の製造・加工の業務を行っていれば対象です。ただし、この場合、業務請負契約が締結され、請け負った事業者からの指示・命令がされていることが条件となります。労働者派遣やいわゆる偽装請負（請負契約はあるものの発注者から直接、業務の指示や命令をされるといった場合など）は、対象外となります。

Q11：パック詰め、検品、箱詰め、運搬業務に従事することはできますか。

A：関連業務であるパック詰め、検品、箱詰め、運搬業務に専ら従事することはできません。

なお、特定技能外国人と同じ業務に従事する日本人が関連業務として付随的に従事しており、この日本人従業員と同程度であれば、従事することは差し支えありません。

※「単に製品を選別するとか包装の作業を行う事業所は製造業とはしない」と日本標準産業分類の製造業の総説に記載されています。

Q12：食品産業特定技能協議会へ加入する際に、入会費や年間会費などは発生しますか。

A：当面の間は発生しません。

※ 当面の間、農林水産省が事務局を行うため。

Q13：食品産業特定技能協議会への加入手順を教えてください。

A：以下の農林水産省のホームページから申請を行ってください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html#a3>

申請後、自動送信で協議会事務局からメールが届きますので、そのメールアドレス宛てに誓約書（様式 13-1 または 13-2）のコピーを送付してください。

なお、協議会会長の確認が取れましたら、協議会員であることの証明書をメールでお送りします。（証明書の発行までに2週間～1か月かかります。）

Q14: 1人目の外国人材を受け入れてから4か月以内に食品産業特定技能協議会へ加入する必要がありますが、加入しない場合や期限を過ぎてしまった場合にペナルティなどはありますか。

A : 既に受入れた特定技能外国人の在留資格の更新時に更新が許可されませんのでご注意ください。なるべく4か月以内に申請を行うようにしてください。